

○自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正等に伴う交通警察の適正な運営について

警察庁丙規発第15号

警察庁丙交企発第33号

警察庁丙交指発第11号

警察庁丙高速発第16号

警察庁丙運発第28号

平成3年4月5日

各管区警察局長  
警視総監殿

各道府県警察本部長

各方面本部長  
(参考送付先)

本庁各局部課長

各審議官

首席監察官

警察大学校長

科学警察研究所長

皇宮警察本部長

各管区警察学校長

警察庁交通局長

この度の自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成2年法第74号。以下「改正法」という。)等の制定の背景、趣旨及び要点並びに運用上の留意事項は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律等の制定とこれに伴う交通警察の適正な運営について(依命通達)」(平成3年2月20日付け警察庁乙交発第4号、警察庁乙官発第4号)をもって通達されたところであるが、その細部に関する留意事項は下記のとおりであるので、交通警察の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは、特に旧法と表記しない限り、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)を、「令」とは、特に旧令と表記しない限り、改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号)を、「規則」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)を、「府令」とは、改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)を、「改正令」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第12号)を、「旧命令」とは、廃止前の自動車の保管場所の確保を証する書面に関する

命令(昭和37年総理府・運輸省令第1号)を、それぞれいうものとする。

記

## 第1 改正の概要

今回の改正は、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車が道路における危険を生じさせ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている実情にかんがみ、法第3条の規定による自動車の保有者の保管場所確保義務の履行の確保を図るための規定の整備等をその内容としている。

保管場所確保義務については、その不履行に対する罰則はなく、従前は、旧法第4条及び第5条の規定により、当該義務の履行の確保を図ってきたところであるが、今回の改正により、当該義務の履行の確保は、次の制度・措置により図ることになった。

### ① 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度(第4条—第7条)

保管場所の確保を証する書面の提出等(第4条・第5条)

保管場所標章(第6条)

保管場所の変更届出等(第7条)

### ② 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置(第8条—第10条)

通知(第8条)

自動車の運行供用の制限(第9条)

聴聞等(第10条)

### ③ 保管場所としての道路の使用の禁止等(第11条)

### ④ 報告又は資料の提出(第12条)

## 第2 総則関係

### 1 目的規定の整備(法第1条)

#### (1) 改正の趣旨

道路上の場所以外の場所に保管場所を確保していない自動車の保有者等が、道路上の場所を自動車の保管場所として使用し、又は道路上の場所に自動車を長時間駐車することにより、当該自動車は道路における危険を生じさせ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている。

近年、特に道路上の放置自動車に起因する交通事故が急増していることから、目的規定を整備することとしたものである。

#### (2) 改正の内容

法第1条において、「道路における危険の防止」を法律の目的に加えた。

- 「道路における危険の防止」とは、道路において発生する交通事故の防止、具体的には、駐車車両への衝突事故や駐車車両の直前直後の横断事故等の防止を指す。

### 2 保管場所の要件に関する規定の整備(法第3条)

## (1) 改正の趣旨

法第3条の保管場所確保義務の履行の確保を図るための各種制度・措置の前提として、自動車の保有者が確保しなければならない保管場所とはどのようなものか明確にする必要があるため、保管場所の要件を法令上明定することとしたものである。

## (2) 改正の内容

### ア 要 点

法第3条において、保管場所について、自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限ることとした。

令第1条において、法第3条の政令で定める要件を定めることとし、自動車の使用の本拠の位置との間の距離(第1号)、保管場所の大きさ等(第2号)、保管場所の使用権原(第3号)の3つの事項について定めた。

- ・ 法第3条の括弧書きにおいて、「法第11条第1項を除き」とされているのは、法第11条第1項については、令第1条で定める要件とはかかわりなく、道路上の場所を保管場所として使用しているという実態があれば当該条項が適用となるためである。

### イ 解釈、運用

#### (ア) 自動車の使用の本拠の位置との間の距離

自動車の使用の本拠の位置との間の距離については、2キロメートル(運送事業用自動車である自動車にあっては、運輸大臣が運送事業(自動車運送事業又は第二種利用運送事業をいう。以下同じ。)に関し土地の利用状況等を勘案して定める地域に当該自動車の使用の本拠の位置が在るときは、当該地域につき運輸大臣が定める距離)を超えないものであることとした。

- ・ 「2キロメートルを超えないものであること。」とは、都市における駐車場確保の困難性等を勘案して定めたもので、従来、運用上500メートル以内としていたものを緩和したものである。

なお、この「2キロメートル」は、直線距離である。

- ・ 運送事業用自動車である自動車については、旧令第1条第1項第2号の規定により、法第4条の政令で定める書面は、地方運輸局長が保管場所が確保されていることを証明した書面となっており、証明の際の要件は別に定められていたところである。

今回、保管場所の要件を定めるに当たり、運送事業用自動車である自動車にあっては、すべての自動車に共通と考えられる事項は適用されることとし、自動車の使用の本拠の位置との間の距離は別に定めることが

できることとした。

なお、運輸省は警察庁に対し、運輸大臣が定めることとなる地域及び距離を、あらかじめ、通知することとされており、この通知の内容について警察庁から各都道府県警察に対し通知することとする。

### (イ) 保管場所の大きさ等

保管場所の大きさ等については、当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から当該自動車を支障なく出入させ、かつ、その全体を収容することができるものであることとした。

- ・ 「当該自動車が法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路から」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第8条第1項の規定による通行の禁止の規制が行われていたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)による自動車の通行の制限に抵触する場合等法令の規定により通行することができないこととされる道路以外の道路と接続していることを必要とする旨を示したものである。
- ・ 「道路から当該自動車を支障なく出入させ」とは、道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入させることができることを必要とする旨を示したものである。
- ・ 「その全体を収容することができるものであること」とは、保管場所の大きさについては、当該自動車の全体を収容することができればよい旨を示したものであり、従来、運用上、「当該自動車の幅及び長さにそれぞれおおむね50センチメートルを加えた長さを縦・横とする広さ以上」としていたものを緩和したものである。

### (ウ) 保管場所の使用権原

保管場所の使用権原については、当該自動車の保有者が当該自動車の保管場所として使用する権原を有することとした。

これは、旧令第1条第3項において、保管場所の確保を証する書面の交付の申請は、自動車の保有者が当該申請に係る場所を使用する権原を有することを証するに足りる書面を添付して行うことを規定しているが、この手続の有する意味を表したものである。

### (エ) その他

#### a 改正法施行時までの間の旧法の運用

令第1条に定める保管場所の要件は、従来の運用を緩和するものを含んでおり、旧法の運用に当たっても、その趣旨を踏まえ、徐々に令第1条に定める保管場所の要件に近づけたものにより行うこと。

#### b 経過措置

改正法附則第2条第1項の規定により、改正法の施行の際に旧法第

3条の規定により自動車の保有者が確保している当該自動車の保管場所は、法の規定の適用については、令第1条で定める要件を備えた保管場所とみなすこととした。

### 第3 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度関係

#### 1 保管場所証明に関する規定の整備（法第4条）

##### (1) 改正の趣旨

旧法第4条第1項の政令で定める書面を交付する主体が、旧令第1条第1項及び第2項の規定により、自家用自動車については警察署長、事業用自動車については地方運輸局長とされているところであるが、法第4条の規定が適用される自動車が運送事業用自動車以外の自動車（自家用自動車）のみとなることに伴い、政令で定める書面を交付する主体も警察署長のみとなることから、これを法第4条第1項において、明らかにしたものである。

##### (2) 改正の内容

###### ア 要 点

法第4条第1項において、政令で定める書面は、警察署長の交付するものであることを明記した。

令第2条において、法第4条第1項の政令で定める書面を、自動車の保有者の申請により、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長が、当該場所が当該申請に係る自動車につき法第3条に規定する保管場所として確保されていることを証明した書面（以下「保管場所証明書」という。）と定めるとともに、規則第1条において、保管場所証明書の交付の申請の手続等について定めた。

###### イ 解釈・運用

###### (ア) 保管場所証明書の交付の申請

規則第1条第1項前段において、保管場所証明書の交付の申請は、申請書2通の警察署長に対する提出により行うが、この2通のうち1通は保管場所証明書として自動車の保有者に交付し、当該保有者が当該行政庁に提出するものとなり、残り1通は警察署長において控えとすることとなる。

なお、保管場所証明書として交付するものは、(ア)の添付書面のない1通を交付することとなる。

###### (イ) 添付書面

###### 規則第1条第1項後段において、申請書1通には、

- ・ 自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（第1号）
  - ・ 当該保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該保管場所の所在図（第2号）
- ・ 当該保管場所並びに当該保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示した配置図（保管場所にあってはその平面の寸法、道路にあってはその幅員を明記すること。）（第3号）
- を添付しなければならないこととした。
- ・ 第1号の書面は、令第1条第3号の事項を確認するためのもので、旧令第1条第3項に規定する書面に相当するものである。  
保管場所として使用する権原を有することについては、「疎明」で足りることとしているので、旧令第1条第3項に規定する書面に比べ、緩和されることとなる。
  - ・ 第2号及び第3号の書面は、令第1条第1号及び第2号の事項を確認するためのものである。
  - ・ 第2号の書面は、旧命令第2条第1号に規定する書面に相当するが、方位の明記を要しないこととした。
  - ・ 第3号の書面は、旧命令第2条第2号に規定する書面に相当するが、縮尺を要しないこととし、かつ、保管場所の平面の寸法の明記を要することとした。
- 保管場所の平面の寸法の明記を要するのは、自動車の車体の長さ及び幅に対応した保管場所の規模が確保されているかどうか確認するためであり、当該寸法は、保管場所の平面の形状が長方形の場合は、その幅及び長さ、当該形状が円形の場合は直径とするなど、保管場所の規模が具体的に識別することができるものである必要がある。
- ###### (ウ) 現地調査
- 保管場所証明をする場合には、申請に係る場所について、実地に調査の上判断することが必要であるが、調査の範囲は、その場所が保管場所として確保されているかどうかの内容にとどまるものである。
- 調査のため、土地又は建物に立ち入る必要があるときは、必ず相手方の承諾を得た上で立ち入るようにし、できる限り申請者等の立会いを求めて立ち入ること。
- ###### ウ 罰 則
- 法第17条第2項の規定により、自動車の保管場所に関する虚偽の書面を提出して法第4条第1項の規定による処分を受けた者は、20万円以下の罰金に処せられる。
- 罰金については、昭和37年以来、引き上げられていないことから、その間の物価上昇等を勘案して3万円を20万円に引き上げた。
- #### 2 軽自動車を新規に運行の用に供しようとするときの届出に関する規定の整備（法第5条）

### (1) 改正の趣旨

自動車登録の対象ではないため保管場所証明の手続のない軽自動車について、保管場所確保義務の履行の確保を図るため、軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときの届出の制度を設けたものである。

軽自動車については、今回新たに保管場所確保義務の履行を確保する制度を設けることから、実効性、国民の負担等を総合的に勘案して、届出の制度としたものである。

### (2) 改正の内容

#### ア 要 点

法第5条において、軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用的本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならないこととした。

令第3条において、法第5条の政令で定める事項として、車名、型式、車台番号並びに車体の長さ、幅及び高さを定めるとともに、規則第2条において、届出の手続について定めた。

#### イ 解釈・運用

##### (ア) 届出の時点

届出の時点は、「軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするとき」であるが、これは、未だ運行の用に供されたことのない自動車、いわゆる新車を運行の状態におこうとするときをいう。

なお、改正法附則第2条第2項の規定により、改正法の施行の際現に運行の用に供されている軽自動車である自動車について改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施行日における保有者の変更があった場合（例えば中古自動車を購入したときなど）における新保有者は、当該自動車を新規に運行の用に供しようとする保有者とみなされて、届出をしなければならないこととなる。

##### (イ) 届出の手続

規則第2条第1項の規定により、届出は届出書を提出して行うものとし、同条第2項の規定により、届出書には、1(2)イ(イ)と同様の書面を添付しなければならないこととした。

なお、警察署長は、届出については、明白に無効な場合を除き、届出書及び添付書面がそろっており、かつ、これらに必要な記載がなされていれば、受理することとなる。

#### ウ 罰 則

法第17条第3項の規定により、法第5条の規定による届出をせず、又は虚

偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処せられる。

- 「虚偽の届出」とは、届出書又は添付書面の一部又は全部に虚偽の記載があることをいう。

### 3 保管場所標章に関する規定の整備（法第6条）

#### (1) 改正の趣旨

保管場所標章の制度は、自動車がどこの行政区画、警察署の管内に保管場所を確保しているかを、外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の保有者が自主的に真正な保管場所を確保しようとする動機付けを図るとともに、保管場所に係る届出をした旨を外形上明らかにすることにより、保管場所確保義務の履行の継続的な確保を図ろうとするものである。

#### (2) 改正の内容

#### ア 要 点

法第6条において、警察署長は、保管場所証明書を交付したとき、軽自動車の新規に運行の用に供しようとするときの届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、保管場所標章を交付しなければならないこととし、保管場所標章の交付を受けた者は、保管場所標章を当該自動車に表示しなければならないこと等を定めた。

規則第3条において、保管場所標章の交付の手続、規則第4条において、法第6条第1項の国家公安委員会規則で定める保管場所標章の様式、規則第5条において、法第6条第2項の国家公安委員会規則で定める保管場所標章の表示の方法、規則第6条において、保管場所標章の再交付について、それぞれ定めた。

#### イ 解釈・運用

##### (ア) 保管場所標章の交付の手続

規則第3条の規定による保管場所標章の交付の手続は、具体的には次のとおりである。

- 保管場所標章を交付しようとする警察署長は、保管場所標章の交付を受けようとする者が必要事項を記入した申請書2通の提出を求める。
- 当該警察署長は、申請書2通のうち1通は保管場所標章番号を記入の上、通知書として当該自動車の保有者に対し、保管場所標章の交付に併せて交付し、残り1通は警察署長において控えとする。

この手続により、自動車と保管場所標章の1対1の対応を図ることができることとなり、当該自動車の保有者が、当該自動車と保管場所標章を正確に対応させて表示することができるようほか、保管場所管理システムが整備されていない場合の保管場所管理に資することとなる。

##### (イ) 保管場所標章の様式

規則別記様式第4号の備考により、保管場所標章には、ホログラムシールをはり付け、保管場所標章番号、保管場所の位置及び保管場所標章を交付する警察署長を印字することとした。

- ・ 保管場所の位置については、同様式の備考4により、都道府県及び市（特別区を含む。）町村名を表示する。
- ・ 保管場所標章番号は、全体で9けたのものとし、最初の2けたが保管場所標章の発行年の西暦の下2けた、次の6けたが警察署ごとのその年の保管場所標章の発行番号、最後の1けたが再交付の回数をそれぞれ表すものとする。これにより、その自動車について、保管場所証明又は保管場所に係る届出の手続をしない限りにおいて、再交付の回数の部分を除き、保管場所標章番号は1種類ということとなる。
- ・ 保管場所標章を交付する警察署長は、警視庁又は府県若しくは道及び方面的の呼称を冠しないものとする。

なお、ホログラムシールその他の保管場所標章の仕様については、別途通達する。

#### (イ) 保管場所標章の表示の方法

規則第5条の規定により、保管場所標章の表示は、

- ・ 自動車の後面ガラスに、保管場所標章に表示された事項が後方から見やすいように
- ・ 当該自動車に後面ガラスがない場合、当該自動車の後面ガラスにはり付けた場合において保管場所標章に表示された事項が後方から見ることが困難であるときその他保管場所標章を当該自動車の後面ガラスにはり付けることが適当と認められない場合にあっては、当該自動車の車体の左側面に保管場所標章に表示された事項が見やすいように  
はり付けることにより行わなければならないこととした。
- ・ 「後面ガラスにはり付けた場合において保管場所標章に表示された事項が後方から見ることが困難であるとき」とは、トラックなどで、後面ガラスはあるが、自動車の後部が幌で覆われているような場合等である。
- ・ 「その他保管場所標章を当該自動車の後面ガラスにはり付けることが適当と認められない場合」とは、後面ガラスの内側全面は熱線が張り巡らされており、かつ、後面ガラスの外側全面にリアワイパープレードが当たるようになっているような場合等である。

#### (エ) 保管場所標章の再交付

##### a 再交付の場合

法第6条第3項及び規則第6条第1項の規定による再交付を求めることができる場合は、

- ・ 保管場所標章が滅失した場合
- ・ 保管場所標章が損傷した場合
- ・ 保管場所標章の識別が困難となった場合
- ・ 当該自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれた場合
- ・ 保管場所標章のはり付けが不完全になった場合
- ・ 再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合である。
- ・ 「滅失」とは、焼失等により物理的に存在しなくなった場合のほか、盜難、紛失等により所在が不明になった場合を含む。
- ・ 「損傷」とは、破れてしまった場合、半分焼失した場合等である。
- ・ 「識別が困難」とは、識別不能を場合を含む。
- ・ 「当該自動車の保管場所標章がはり付けられた後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれた場合」とは、後面ガラスが破損したような場合で、保管場所標章自体は無事であっても後面ガラスを交換することとなるとき等である。
- ・ 「保管場所標章のはり付けが不完全になった場合」とは、保管場所標章ののりの粘着力が弱くなつて、取り外れて滅失することが予想されるような場合等である。

##### b 再交付の手続

規則第6条第2項及び第3項の規定による再交付の手続は、具体的には次のとおりである。

- ・ 再交付の申請は、必要事項を記入した申請書2通を提出して行う。
- ・ 警察署長は、当該保管場所標章の再交付を受けることとなる者が当該申請に係る自動車の保有者であることを確認した上、申請書2通のうち1通は保管場所標章番号を記入の上、通知書として当該自動車の保有者に対し、保管場所標章の再交付に併せて交付し、残り1通は警察署長において控えとすることとなる。

##### (オ) 経過措置

改正法附則第2条第3項の規定により、施行日前にされた申請に基づき施行日以後に保管場所証明書を交付した場合については、保管場所標章の手続は適用しないこととした。

#### ウ 罰 則

法第6条第2項の規定により、保管場所標章を表示しなければならないこと及び取り除かなければならぬことについては、その不履行について罰則は科されていない。

なお、保管場所標章の偽変造、保管場所標章に類似する標章の作成・表示に対しては、刑法の公文書偽変造・同行使（刑法第155条及び第158条）の規定によって処罰されることとなる。

#### 4 保管場所の変更届出等に関する規定の整備（法第7条）

##### （1）改正の趣旨

保管場所の位置の変更についても届け出させることにより、保管場所確保義務の履行の継続的な確保を図ろうとするものである。

##### （2）改正の内容

###### ア 要 点

法第7条において、自動車の保有者は、登録自動車について保管場所証明書で証された保管場所の位置を変更したとき又は軽自動車について新規に運行の用に供しようとするときの届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならないこととともに、変更後の保管場所の位置を変更したときも同様とすることとするほか、これらについて法第6条の保管場所標章の手続を準用することとした。

令第3条において、法第7条第1項の政令で定める事項を定めるとともに、規則第2条において、届出の手続について定めたが、これらの内容は、法第5条の場合と同様である。

###### イ 解釈・運用

###### （ア）法第7条第1項前段及び後段の括弧書き

これは、警察署長において、当該自動車の使用の本拠の位置等については、保管場所証明の際に了知することとなることから、あえて届け出させることは意味がないためである。

###### （イ）届出の期限

届出の期限を「変更した日から15日以内」としたのは、自動車の登録の変更について「変更があった日から15日以内」とされていることを勘案し、自動車に関する手続の齊一性を確保しようとしたものである。

###### （ウ）その他

軽自動車である自動車につき法第5条の規定による届出を行わないまま、当該自動車を運行の用に供した場合において、法第9条第1項の規定による自動車の運行供用の制限が行われたとき等に新たに保管場所を確保した際の届出は、法第5条の規定による届出に係る保管場所となるはずであった場所の位置を法第7条第1項に規定する「第5条の規定による届出に係る保管場所の位置」として法第7条第1項の規定による変更届出とし

て取り扱うものとする。

###### ウ 罰 則

法第17条第3項の規定により、法第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処せられる。

この内容については、法第5条第1項の規定による届出の場合と同様である。

#### 5 申請書・保管場所証明書等のワンライティング化

申請書・保管場所証明書2通は規則第1条第2項の規定に基づき、保管場所標章の交付に係る申請書・通知書2通は規則第3条第3項の規定に基づき、保管場所標章の再交付に係る申請書・通知書2通は規則第6条第4項の規定に基づき、それぞれ同一の様式のものであり、また、これらの様式及び規則第2条第1項の規定に基づく届出書の様式は、一部を除き、同一のものである。

これらの書面については、申請者・届出者の事務負担の軽減を図る観点から、各都道府県警察（各都道府県交通安全協会、自家用自動車協会等警察関係団体を含む）。において作成・配付するものは、次のとおりとすること。

##### （1）保管場所証明の場合

申請書・保管場所証明書及び保管場所標章の交付に係る申請書・通知書について、申請書・保管場所証明書を表紙として、申請書・保管場所証明書2通、保管場所標章の交付に係る申請書・通知書2通の順で、4枚複写のものとすること。

なお、保管場所証明書としては、申請書・保管場所証明書の1枚目を、通知書としては、保管場所標章の交付に係る申請書・通知書の1枚目を、それぞれ交付するものとする。

##### （2）保管場所に係る届出の場合

届出書及び保管場所標章の交付に係る申請書・通知書について、届出書を表紙として、届出書1通、保管場所標章の交付に係る申請書・通知書2通の順で、3枚複写のものとすること。

なお、通知書としては、保管場所標章の交付に係る申請書・通知書の1枚目を交付するものとする。

##### （3）保管場所標章の再交付の場合

保管場所標章の再交付に係る申請書・通知書2通を複写のものとすること。

なお、通知書としては、保管場所標章の再交付に係る申請書・通知書の1枚目を交付するものとする。

#### 第4 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置関係

##### 1 通知に関する規定の整備（法第8条）

###### （1）改正の趣旨

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、自動車について、法第9条第1項の規程による命令を発すべき保管場所が確保されていない自動車であるかどうかを独自に調査することはもちろんあるが、警察署においては、違法駐車の取締り、管内の実態把握等を通じて保管場所が確保されていないおそれがある自動車を発見する機会が多いことから、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し、警察署長がその旨を通知するものとしたものである。

## （2）改正の内容

### ア 要 点

法第8条において、警察署長は、自動車について、保管場所標章が表示されていないことその他の理由により、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたときは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に対し、その旨を通知するものとしたこととした。

### イ 解釈・運用

#### （ア）通知の要件

##### a 「保管場所標章が表示されていないことその他の理由により」

「その他の理由」とは、保管場所標章が表示されていないことのほか、保管場所標章に表示されている保管場所の位置と異なる地域の道路上に、長時間駐車しているなどの場合である。

##### b 「保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」

「保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めたとき」としたのは、単に道路上に長時間あるというだけでは足りず、ある程度事実の確認を経た上で通知することとするためである。これにより通知の内容についての公安委員会の事務の負担軽減が図られ、効率的な処分が可能になる。

なお、「保管場所標章が表示されていないこと」自体は、法第4条から法第7条までの手続を履行していないことの結果であるから、その事実の確認により、「保管場所が確保されていないおそれがあるもの」に当たる。

#### （イ）通知のあて先

通知のあて先は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会である。

- 「使用の本拠の位置」は、現在の実質上の使用の本拠の位置で、保管場所証明又は保管場所に係る届出に係るものではない。
- 通知するに当たっては、保管場所証明又は保管場所に係る届出に係る警察署長と連携して、現在の実質上の使用の本拠の位置を確認の上、行

うこと。

- 自動車について、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていないおそれがあるものと認めた警察署長の属する公安委員会と当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が異なる場合も、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に通知することとなる。

なお、法において、以下「使用の本拠の位置」とある場合は、すべて同じ内容である。

## 2 自動車の運行供用の制限に関する規定の整備（法第9条）

### （1）改正の趣旨

保管場所を確保していない自動車に対しては、従来、道路上にある場合のみ、保管場所としての道路の使用の禁止（旧法第5条第1項）違反又は長時間駐車の禁止（旧法第5条第2項）違反として罰則が科されることとなっていたが、単に違反を摘発するのみでは、取締り体制等の問題もあり、保管場所を確保させる上で実効性に欠ける面があった。

また、違反を行って摘発された自動車が、保管場所を確保していない場合に、その確保をさせるための措置に関する規定がなく、単なる行政指導のみでは十分な対応ができなかつた。

このため、道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車の保有者に対し、当該自動車を運行の用に供してはならない旨の命令（以下「運行供用制限命令」という。）をすることができることとし、この命令により、保管場所確保義務の履行を促すこととしたものである。

### （2）改正の内容

#### ア 要 点

##### （ア）運行供用制限命令等

法第9条第1項及び第2項の規定による運行供用制限命令等の手続は、次のとおりである。

- 自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所が確保されたことについて公安委員会の確認を受けるまでの間運行供用制限命令をことができる。
- 運行供用制限命令をした公安委員会は、当該命令を受けた自動車の保有者に対し、運行の用に供してはならないこととなる自動車の番号標の番号等の事項を記載した文書（以下「運行供用制限書」という。）を交付し、かつ、当該自動車の前面のみやすい箇所に標章をはり付けるものとする。

規則第7条において、法第9条第2項の国家公安委員会規則で定める運行供用制限書の記載事項、規則第8条において、法第9条第2項の国家公安委員会規則で定める標章の様式について、それぞれ定めた。

(イ) 自動車の保有者の申告、確認等

法第9条第3項、第4項及び第5項の規定による自動車の保有者の申告、確認等の手続は、次のとおりである。

- ・ 標章をはり付けられた自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保したときは、その旨を運行供用制限命令をした公安委員会に申告するものとする。
- ・ 申告を受けた公安委員会は、速やかに当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されているかどうかを確認しなければならない。
- ・ 当該申告に係る保管場所の位置に当該自動車の保管場所が確保されていることを確認した公安委員会は、当該自動車の保有者に対し、文書で確認した旨を通知し、かつ、はり付けられた標章を取り除かなければならない。

規則第9条において、法第9条第3項の規定による保管場所確保の申告の手続について定めた。

(ウ) 標章の破損等の禁止

法第9条第6項の規定により、何人も、はり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、(イ)の場合を除き、これを取り除いてはならないこととした。

1 解釈・運用

(ア) 運行供用制限命令の要件

a 立証の程度

「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認められないとき」は、通常の「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていないと認めるとき」という規定に比べ、交通警察の大量行政という性格から、立証の程度を軽減したものであって、運行供用制限命令をする場合に通常考えられる定型的な要件に該当すると判断した段階で運行供用制限命令をすることができる。

なお、この定型的な要件に該当するとの判断等に対する自動車の保有者の反論の機会は、法第10条の規定による聴聞等により与えられることとなる。

b 具体的適用

「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていると認

められないとき」とは、具体的には、

- ・ 保管場所標章を表示していない場合
  - ・ 保管場所証明や保管場所に係る届出に係る保管場所としていた場所を現在は使用していないにもかかわらず、新たな保管場所を確保していない場合
  - ・ 保管場所として確保している場所が令第1条で定める要件を備えていない場合
- などが定型的なものとして考えられる。

(イ) 運行供用制限書の交付等

- ・ 運行供用制限書の交付は、命令の内容を処分者に通知するためのものであるので、確実に交付すること。
- ・ 標章のはり付けは、当該自動車が運行供用制限命令に係る自動車であることを外見上明白にし、その実効を担保するための措置であるので、必ずはり付けること。

(ウ) 申告、確認等の手続

a 申告することとなる自動車の保有者の範囲

公安委員会の確認を受けるための申告をすることとなる自動車の保有者は、「標章をはり付けられた自動車の保有者」で、運行供用制限命令を受けた自動車の保有者のほか、当該自動車を譲り受けた者、借り受けた者等も含む。

b 公安委員会の確認等

- ・ 公安委員会の保管場所確保の確認は、申告を受けた後速やかに行うこと。
- ・ 保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定の適用地域に使用の本拠の位置が在る自動車の保有者に係る保管場所確保の確認については、保管場所を確保した場合に必要とされる手続（登録自動車にあっては保管場所証明（使用の本拠の位置を変更しないで保管場所を確保した場合は、保管場所の変更届出）又は軽自動車にあっては保管場所の変更届出）により交付される保管場所標章の表示の確認で代えることとし、運行供用制限命令をする際等に、あらかじめ、その旨指導すること。
- ・ 確認したときは、速やかに確認をした旨を通知し、かつ、標章の除去を行うこと。

(エ) 標章の破損等の禁止

交通秩序ないし社会公共の秩序の確保を保護法益として、標章の破損、汚損、取り除きの罪を定めたものである。

- 「取り除く」とは、標章の形態に対し、破損し、又は汚損することなく、標章をそのまま取り除くことをいう。

(オ) 経過措置

改正法附則第2条第4項の規定による自動車の運行供用の制限及び聴聞等の規定の適用は、次のとおりである。

- 改正法の施行の際現に運行の用に供されている自動車の保有者が施行日以後も引き続き当該自動車を運行の用に供している場合における当該保有者及び当該自動車については、適用しない。
- 施行日以後に当該自動車につき変更登録又は移転登録に係る保管場所証明書の交付があった場合及び保管場所の変更届出をした場合における当該保有者及び当該自動車については、適用する。

なお、施行日前にされた申請に基づき、施行日以後に当該自動車につき変更登録又は移転登録に係る保管場所証明書の交付があった場合は、自動車の運行供用の制限及び聴聞等の規定を適用しないこと。

この運用は、

- 保管場所標章を表示していない場合を運行供用制限命令の定型的な要件として運用することとすること。
- 施行日前にされた申請に基づき保管場所証明書を交付した場合については、同条第3項の規定により、保管場所標章の手続は適用しないこととされていること。

の2点を考慮した上でのものである。

(カ) 留意事項

法第9条の自動車の運行供用の制限の規定を適用するに当たっては、当該自動車が道路上の場所に置かれることとならないようにすること。

ウ 罰 則

(ア) 運行供用制限命令違反

法第17条第1項の規定により、法第9条第1項の規定による命令に違反した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられる。

- 「法第9条第1項の規定による命令に違反した」とは、運行供用制限命令に違反して、当該命令を受けた自動車の保有者が公安委員会の確認を受けるまでの間当該命令に係る自動車を運行の用に供したことをいう。

(イ) 標章の破損等の禁止違反

法第17条第3項の規定により、法第9条第6項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処せられる。

なお、標章は、刑法第155条（公文書偽造・変造罪）の「公務所又は公

務員の作るべき文書」であるが、刑法第258条（公文書等毀棄罪）の「公務所又は公務員の用に供する文書」には、該当しない。

3 聽聞等に関する規定の整備（法第10条）

(1) 改正の趣旨

運行供用制限命令という行政処分を行うに当たって、処分の相手方に弁明の機会を与える、当該処分が公正かつ適切に行われることを保障し、相手方の権利、自由を保護するため事前に聴聞を行うこととしたものである。

(2) 改正の内容

ア 要 点

法第10条の規定による聴聞等の手続は、次のとおりである。

- 公安委員会は、運行供用制限命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令に係る自動車の保有者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。
- 聴聞を行う場合において、公安委員会は、当該命令に係る自動車の保有者に対し、命令をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の1週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 公安委員会は、当該命令に係る自動車の保有者が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る自動車の保有者の所在が不明であるため通知をすることはできず、かつ、公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、聴聞を行わないで命令をすることができる。

規則第10条において、法第10条第1項の規定による通知及び公示の方法について定めた。

イ 解釈・運用

(ア) 聽聞の公開性

「公開」とは、何人も傍聴することができる状態で行うことである。

(イ) 聽聞の通知行為と処分の関係

聴聞を行うための通知行為は、聴聞制度における準備手続で、被処分者の利益保護の観点から欠くことのできないものであるところから、公安委員会が通知行為を行わず、処分を決定した場合には、瑕疵ある行政行為として当該行政処分は無効なものとなる。

(ウ) 聽聞を行わない場合の要件

a 「正当な理由がなくて出頭しないとき」

正当な理由がなく聴聞を欠席した者は、自ら聴聞を受ける権利を放棄する意思を表したものとみることができるので、聴聞を行わないで処分

できることとしたものである。

- ・「正当な理由がなくて出頭しないとき」とは、正当な理由がなく、現実に出席しない事實をいうのであって、正当な理由がある場合は、聴聞を行わないで処分をすることはできない。
  - ・「正当な理由」とは、被処分者が聴聞に欠席してもやむを得ないと社会通念上認められる場合である。
- b 「当該命令に係る自動車の保有者の所在が不明であるため通知をすることができず、かつ、公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないとき」

処分を逃れるために故意に所在が不明となった者等に対しては、公益上の必要からみて多少の不利益を受忍させることもやむを得ないところから聴聞を行わないで処分できるとしたものである。

所在不明の認定の要件は、

- ・所在が不明であるため通知をすることができないこと。
- ・公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないこと。

の2つである。

この所在不明の認定に当たっては、通常尽くすべき手段を尽くす等した上で慎重に行うこと。

## 第5 保管場所としての道路の使用の禁止等関係

### 1 保管場所としての道路の使用の禁止等に関する規定の整備（法第11条）

#### (1) 改正の趣旨

今回の改正に伴い、条文の移動等所要の改正を行ったものである。

#### (2) 改正の内容

##### ア 要 点

法第11条は、条文の移動がなされたもので、旧法第5条と内容に実質的な変更はない。

令第4条において、法第11条第3項の政令で定める用務及び同項の政令で定める場合を定め、「法第5条」を「法第11条」に改める等所要の改正を行ったが、旧令第4条と内容に実質的な変更はない。

##### イ 解釈・運用

###### (ア) 令第4条第1項各号に掲げられた用務及び同条第2項第1号から第10号までに掲げられた場合の趣旨

- ・第1項各号に掲げられた用務は、当該用務を行うに当たって、道路上の場所を自動車の保管場所として使用させ、又は道路上の同一の場所に自動車を引き続き長時間駐車させる蓋然性が極めて強いものを挙げたも

のである。

- ・第2項第1号から第10号までに掲げられた場合は、用務そのものは、公益上又は社会生活上真にやむを得ないものと認められるものであり、かつ、道路上の場所を自動車の保管場所として使用し、又は道路上の同一の場所に自動車を引き続き長時間駐車させる蓋然性は乏しいが、当該用務を行うに当たって、通常他の代替的手段が執れない場合のうち、特に必要なものを挙げたものである。

#### (イ) 令第4条第2項各号の内容

##### a 第1号

第1号の事故は、第1項第1号の災害に至らない程度のものをいうが、第1項第1号との関連において制限的に認められたものである。

「工作物の損壊」とは、広告物の倒壊、地下鉄工事現場における地盤陥没等をいい、危険物の爆発には、地下に埋没している不発弾の処理等も含まれ、その他の事故として放射性物質運搬車の転覆等も考えられる。この際使用される自動車としては消防用自動車、救急用自動車、レッカーカー、クレーン車、ガス作業車等がある。

##### b 第2号

第2号の待機は、第1項第2号との関連において予想される道路上の待機を特に認められたものである。

##### c 第3号及び第4号

人命尊重の趣旨から特に認められたものである。

##### d 第5号

第5号の報道は、報道の公共性から特に認められたものである。

##### e 第6号

第6号の工事も、その工事の公共性が法律上明らかにされていることにより認められたものであるが、これらの工事を実施するため自動車が駐車することが許されるのは、当該自動車が当該工事を直接実施するための構造を有するからである。

##### f 第7号

第7号の道路の構造に関する調査は、道路法の規定によるものであるが、この場合に使用される自動車も前記第6号の趣旨と同様である。

##### g 第8号、第9号及び第10号

第8号、第9号及び第10号に掲げる用務は、いずれも法令の規定に基づく権限の行使であって、公益上やむを得ないものとして認められたものである。

##### h 第11号

第11号に規定する場合については、緊急避難的行為として、道路上の場所を自動車の保管場所として使用し、又は道路において自動車を長時間駐車させることが認められたものであるが、主観的判断のみによって乱用されることを抑制するため、警察署長に対する届出を義務付けたものである。

この届出は、できる限り書面によることとし、届出者の住所及び氏名を確認の上、次に掲げる事項を届け出させること。

- ・ 自動車の番号標の番号
- ・ 自動車の使用的本拠の位置
- ・ 自動車の保管場所の位置
- ・ 自動車の保管場所を使用することができなくなった理由
- ・ 自動車の保管場所として使用し、又は自動車を長時間駐車させようとする道路上の場所及び期間

#### ウ 罰則及び基礎点数

##### (ア) 罰則

- ・ 法第17条第1項の規定により、保管場所としての道路の使用的禁止違反、すなわち、法第11条第1項の規定に違反して道路上の場所を使用した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・ 法第17条第2項の規定により、長時間駐車の禁止違反、すなわち、法第11条第2項の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に、それぞれ処せられる。

罰金については、昭和37年以来、引き上げられていないことから、その間の物価上昇等を勘案して、3万円を20万円に引き上げた。

##### (イ) 基礎点数

###### a 基礎点数の引き上げ

罰金の引き上げに伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第1において、保管場所法違反に係る基礎点数を1点ずつ引き上げ、

- ・ 保管場所としての道路の使用的禁止違反に係る点数を2点から3点
- ・ 長時間駐車の禁止違反に係る点数を1点から2点に、それぞれ引き上げた。

###### b 経過措置

改正令附則第2項の規定により、改正令の施行前にした違反行為に対する点数については、なお従前の例によることとした。

#### 第6 雜則関係

##### 1 報告又は資料の提出に関する規定の整備（法第12条）

###### (1) 改正の趣旨

保管場所を管理する者とは、一般的には、月ぎめの駐車場業者が考えられるが、保管場所証明に際し、そのためだけに駐車場を貸しているような事例も散見された。

そこで、今回、自動車の保有者はもとより、当該自動車の保管場所を管理する者からも、法第3条の保管場所確保義務の履行を確保するため必要な限度で、公安委員会は、報告又は資料の提出を求めることが可能としたものである。

##### (2) 改正の内容

###### ア 要点

法第12条において、公安委員会は、法の施行に必要な限度において、使用的本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者又は当該自動車の保管場所を管理する者に対し、当該自動車の保管場所に関し報告又は資料の提出を求めることができるのこととした。

###### イ 解釈・運用

###### (ア) 「この法律の施行に必要な限度」

法第1条の目的にかんがみ、自動車の保有者が保管場所確保義務を履行することを確認するために必要とされる場合をいう。

###### (イ) 報告又は資料の提出を求める対象

- ・ 使用の本拠の位置がその管轄に属する自動車の保有者
  - ・ 当該自動車の保管場所を管理する者
- である。

###### (ウ) 報告又は資料の提出を求めることができる事項

自動車の保有者が当該場所を当該自動車の保管場所として適正に使用しているか否かを明らかにするため必要な事項に限られる。

この場合において、自動車の保有者が当該場所を当該自動車の保管場所として適正に使用しているか否かを明らかにするために必要な事項は、主として次の事項に限られる。

- ・ 自動車の保有者と当該自動車の保管場所を管理する者との間の当該場所についての賃貸借契約の締結の状況
- ・ 当該賃貸借契約の内容
- ・ 自動車の保有者による当該場所の使用状況

###### (エ) 留意事項

- a 法の施行に必要な限度を超えて、駐車場の管理者に対し定期的に一定の報告又は資料の提出を求めることが負担を課さないこと。
- b 保管場所の管理者に対し、報告又は資料の提出を求める能够性のあるのは、保管場所の管理者が車庫飛ばしに積極的に協力するなど法の目的

にかんがみ、不相当な行為を行っているおそれがあると認められる場合に限られること。

#### ウ 罰 則

法第17条第3項の規定により、法第12条の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、10万円以下の罰金に処せられる。

### 2 運送事業用自動車に関する規定の整備（法第13条）

#### (1) 改正の趣旨

運送事業用自動車については、道路運送法（昭和26年法律第183号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）若しくは貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）又はこれらの法律に基づく命令において、保管場所確保義務の履行を確保する仕組みがあることから、運送事業者の負担の軽減、事務の効率化の観点から法の一部についてその適用を除外した方が妥当であり、その旨の規定を整備するとともに、所要の規定を整備した。

#### (2) 改正の内容

##### ア 要 点

###### (ア) 運送事業用自動車についての法の規定の適用除外

法第13条第1項の規定により、運送事業用自動車については、保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章、保管場所の変更届出等、自動車の運行供用の制限、聴聞等及び報告又は資料の提出の各規定は適用せず、保管場所の確保に関しては、この法律に定めるもののほか、道路運送法、貨物自動車運送事業法若しくは貨物運送取扱事業法又はこれらの法律に基づく命令の定めるところによることとした。

###### (イ) 公安委員会の通知

法第13条第2項の規定により、運送事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、運送事業用自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるときは、当該事業を監督する行政庁に対し、その旨を通知するものとすることとした。

###### (ウ) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の届出

法第13条第3項の規定により、運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合において引き続き当該自動車を運行の用に供しようとするとき（変更登録又は移転登録を受けようとするときを除く。）の当該自動車の保有者は、当該自動車が運送事業用自動車でなくなった日から15日以内に、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当

該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならないこととした。

令第3条において、法第13条第3項の政令で定めるとともに、規則第2条において、届出の手続について定めたが、これらの内容は、法第5条の場合と同様である。

#### (エ) 保管場所標章等の規定の準用

法第13条第4項の規定において、運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合に、保管場所標章及び保管場所の変更届出等の規定を準用することとした。

#### イ 解釈・運用

###### (ア) 公安委員会の通知

法第13条第3項の規定による公安委員会の通知は、自動車運送事業又は第二種利用運送事業を監督する行政庁に保管場所の確保に関し当該運送事業者を適切に監督、指導するよう促すため、必要な情報を提供するものである。

- 通知の要件は、「道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所を確保していないおそれがあると認めるとき」であり、この内容は、法第8条の要件と同様である。
- 法第13条第1項において、法第8条の警察署長の公安委員会への通知の規定は除外されていないが、これは、公安委員会が通知すべき自動車であるかどうかを警察署長の通知により判断するためである。この場合、公安委員会として独自の調査は要しない。

###### (イ) 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の届出

- 法第13条第3項の括弧書きは、法第7条第1項の場合と同様である。
- 届出の期限を「運送事業用自動車でなくなった日から15日以内」としたのは、法第7条第1項の場合と同様である。

#### ウ 罰 則

法第17条第3項の規定により、法第7条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処せられる。

この内容については、法第5条第1項の規定による届出の場合と同様である。

### 第7 適用地域等に関する経過措置

#### 1 適用地域等に関する経過措置に関する規定の整備（法附則第2項から第7項まで）

## (1) 改正の趣旨

法附則第2項から第7項までの改正については、旧法附則第2項では、旧法第4条の保管場所の確保を証する書面の規定及び旧法第5条の保管場所としての道路の使用の禁止等の規定を適用する地域は、各規定につき政令で定めるとしていたが、法においては、これ以外の手続として、保管場所に係る届出、保管場所標章、自動車の運行供用の制限等が加わったので、これらの規定の適用地域を政令で定めることとする等適用地域等に関する経過措置を整備したものである。

## (2) 改正の内容

ア 保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定の適用地域  
法附則第2項並びに令附則第2項及び別表の規定により、保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定は、当分の間、

- ・ 登録自動車については、市（特別区を含む。）、町及び40の村の区域
- ・ 軽自動車については、特別区及び大阪市の区域

以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車の保有者については、適用しないこととした。

### イ 保管場所としての道路の使用の禁止等の規定の適用地域

法附則第3項及び令附則第3項の規定により、保管場所としての道路の使用の禁止等の規定は、当分の間、市（特別区を含む。）、町及び40の村の区域以外の地域において行われた行為については、適用しないこととした。

### ウ 通知、自動車の運行供用の制限及び聴聞等の規定の適用地域

法附則第4項の規定により、通知、自動車の運行供用の制限及び聴聞等の規定は、当分の間、イで定める地域以外の地域に使用の本拠の位置が在る自動車及び当該自動車の保有者については、適用しないこととした。

### エ 自動車の使用の本拠の位置を適用地域外の地域に変更した場合の保管場所標章の取り除き

使用の本拠の位置が適用地域以外の地域に在る自動車に従前の保管場所標章が表示されていると紛らわしいことから、法附則第5項の規定により、保管場所標章が表示されている自動車の保有者は、当該自動車の使用の本拠の位置をアで定める地域からそれ以外の地域に変更した場合には、速やかに、当該表示されている保管場所標章を取り除かなければならぬこととした。

### オ 自動車の使用の本拠の位置を適用地域外の地域に変更した場合の手続

法附則第6項の規定により、自動車の使用の本拠の位置をアで定める地域からそれ以外の地域に変更した自動車の保有者については、法第7条（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないこととした。

カ 軽自動車である自動車の使用の本拠の位置を適用地域以外の地域から適用

## 地域に変更する場合の手続

軽自動車につき使用の本拠の位置をアで定める地域（以下「軽自動車適用地域」という。）以外の地域から軽自動車適用地域に変更する場合に、保管場所の位置の変更があるときの手続としては、法第7条第1項の規定により保管場所の変更届出をすることが考えられるが、法第7条第1項の規定は法第5条の届出に係る保管場所が前提であり、軽自動車である自動車の使用の本拠の位置が軽自動車適用地域以外の地域に在るときは法第5条の届出に係る保管場所はないため、法第7条第1項の規定の適用の可否が不明確である。

そこで、法附則第7項の規定により、法第7条第1項の規定の適用については、同項中「第5条の届出に係る保管場所」とあるのは、「保管場所」とすることとした。

なお、登録自動車につき使用の本拠の位置をアで定める地域（以下「登録自動車適用地域」という。）以外の地域から登録自動車適用地域に変更する場合については、当然に法第4条の手続を執ることとなることから、法附則第7項に相当する規定は定められていない。

## 第8 指導取締り上の留意事項

### 1 地域の実態に応じた取締りの推進

保管場所としての道路の使用の禁止や長時間駐車の禁止については、地域における道路の使用の状況等を踏まえ、地域住民の理解と協力を得られるよう配意しながら、重点的、計画的な取締りを行うこと。

### 2 主管課と連携した取締りの推進

運行供用制限命令に従わない事犯、法の施行に関する指導警告に従わない者に係る事犯その他法の円滑な施行を著しく阻害する事犯については、主管課と緊密な連絡を取りながら、厳正な取締りを行うこと。

### 3 背後責任の追及

業務に関し反復して行われるような悪質な事犯については、積極的に法第18条の両罰規定を適用するなど、違反者の検挙にとどめず、その背後にある企業等の責任の追及に努めること。

### 4 車庫飛ばし事件の検挙の推進

組織的に行われる車庫飛ばし事件については、法のほか、各種法令を多角的に適用して検挙に努めること。

## 第9 その他

### 1 自動車の使用制限命令に係る標章の除去の申請を行う場合において提出すべき書類に関する規定の整備（府令第9条の16）

#### （1）改正の趣旨

法第13条第1項の規定により運送事業用自動車につき法第4条の規定の適用

が除外され、また、保管場所標章に係る手続等の保管場所確保義務の履行を確保するための規定が整備されたことに伴い、自動車の使用制限命令に係る標章の除去の申請を行う場合において提出すべき書類に関する規定を整備した。

## (2) 改正の内容

### ア 要 点

府令第9条の16において、自動車の使用制限命令に係る標章の除去の申請を行う場合において提出すべき書類の1つである「申請に係る自動車の自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第1条第1項に規定する書面の写し」を「申請に係る自動車について自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第3条に規定する保管場所が確保されていることを明らかにする書面の写し」に改めた。

### イ 解釈・運用

#### (ア) 自家用自動車の場合

規則第3条第2項（規則第6条第3項において準用する場合を含む。）

の通知書（保管場所標章番号通知書）等の写しである。

#### (イ) 運送事業用自動車の場合

##### a 旅客自動車運送事業

- 一般旅客自動車運送事業については道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画等
- 特定旅客自動車運送事業については同法第43条第2項第2号に規定する事業計画等
- 無償旅客自動車運送事業については同法第44条第1項前段の規定による届出書等

の写しである。

##### b 貨物自動車運送事業

- 一般貨物自動車運送事業については貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画等
- 特定貨物自動車運送事業については同法第35条第2項第3号に規定する事業計画等
- 貨物軽自動車運送事業については同法第36条第1項前段の規定による届出書等

の写しである。

##### c 第二種利用運送事業

貨物運送取扱事業法第4条第1項第4号に規定する集配事業計画等の写しである。